

平成 19 年度第 3 回理事会議事録

日 時：平成 19 年 12 月 15 日（土）9：30～16：30

会 場：都市センターホテル 5 階「オリオン」

出席者：

理事長：吉村 泰典

理 事：石河 修、井上 正樹、岩下 光利、梅咲 直彦、岡井 崇、岡村 州博、落合 和徳、
嘉村 敏治、神崎 秀陽、吉川 史隆、佐川 典正、櫻木 範明、武谷 雄二、田中 俊誠、
堂地 勉、秦 利之、平原 史樹、平松 祐司、星 和彦、星合 昊、吉川 裕之、
和氣 徳夫

監 事：柏村 正道、丸尾 猛

第 62 回学術集会長：稲葉 憲之

幹事長：矢野 哲

幹 事：内田 聡子、北澤 正文、久具 宏司、小林 陽一、澤 倫太郎、下平 和久、高倉 聡、
橋口 和生、濱田 洋実、阪埜 浩司、平田 修司、堀 大蔵、増山 寿、村上 節、
由良 茂夫、渡部 洋

総会議長：松岡 幸一郎

総会副議長：清水 幸子

専門委員会委員長：苛原 稔、小西 郁生

名誉会員：加藤 順三、神保 利春、畑 俊夫

顧問弁護士：平岩 敬一

陪 席：海野 信也

事務局：荒木 信一、桜田 佳久、小山 圭子

資料：

日本産科婦人科学会定款

倫理的に注意すべき事項に関する見解

1. 平成 19 年度第 2 回理事会議事録（案）
2. 業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容
3. 産科医療補償制度の準備状況について

総務 1：入会年度別・卒業年度別新入会員数推移

総務 2：学術集会長に関する事項

総務 3：日本産科婦人科学会の会務に関する監事からの提案

総務 4：懲戒に関する内規等

総務 5：Partnership Agreement between JSOG and SOGC

総務 6：禁煙宣言（案）

総務 7：大谷医師等訴訟 第 1 回期日 弁論報告

総務 8：県立大野病院事件公判関連記事

総務 9-1：柳澤厚生労働大臣宛陳情書

総務 9-2：舩添厚生労働大臣宛陳情書

総務 9-3：政府・与党の緊急医師確保対策への意見

総務 10：石原都知事宛陳情書

総務 11-1：西日本 SHD パートナーズ倶楽部宛書状

総務 11-2：各大学宛推薦依頼の書状

総務 12：東京海上日動火災保険㈱「団体保険制度募集結果のご報告」

総務 13：厚生労働省「妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査結果について」

総務 14：厚生労働省「血液製剤の使用指針の一部改正について」

総務 15：厚生労働省「妊婦健康診査の受診及び早期の妊娠届出の勧奨に関する普及啓発について」

総務 16-1：公益法人制度改革に関わる要望書

総務 16-2：公益法人制度改革の概要

総務 16-3：公益目的事業について

総務 16-4：12 月 9 日付朝日新聞記事「新公益法人税制」

総務 17: 平成 19 年度第 1 回日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会ワーキンググループ議事録
総務 18: 臨時日本医学会臨床部会会議運営委員会
総務 19: 日本禁煙学会からの禁煙宣言を要請する 6 月 25 日付文書
総務 20: 宗教的輸血拒否に関する合同委員会「宗教的輸血拒否者に関するガイドライン (Version4.1)」
総務 21: 日本小児科学会「産科医療補償制度に関する意見書」
総務 22: 筑波大学「講演発表会『妊娠とくすりーリスク分類の現状と新たな展開-』の後援について (依頼)」
総務 23: 法務省民事局「民事局長通達 (平成 19 年 5 月 7 日第 1007 号) の施行状況について」
会計 1: 取引銀行の格付と預金残高
会計 2: 高齢会員・会費納入者数
会計 3: 柳田洋一郎代議員からの平成 20 年度事業に関わる意見
学術 1: 総会会場固定化評価委員会 中間検討報告書
プログラム委員会 1: 第 60 回学術講演会プログラム委員会一括資料
編集 1: JOGR 編集状況ご報告 2007 年 10 月 31 日
渉外 1-1: アジア・オセアニア産科婦人科学会教育基金へのご協力をお願い
渉外 1-2: AFOG Educational Fund
渉外 2: AOCOG2009
社保 1: 抗リン脂質抗体症候群合併妊娠に対するヘパリンカルシウム適応外使用のお願い
社保 2: リンパ浮腫治療の保険適用の要望書
社保 3: 切迫流産 (妊娠 16 週以降) 例・切迫早産 (妊娠 35 週未満) 例に対する超音波検査適応について
社保 4: 日本未熟児新生児学会「新生児医療の保険改定についての要望」 (2008 年改定に向けて)
専門医制度 1: 平成 19 年度専門医申請審査結果
専門医制度 2: 平成 19 年度専門医認定審査合格者
専門医制度 3: 平成 19 年度専門医更新審査結果
専門医制度 4: 平成 19 年度専門医再認定審査結果
専門医制度 5: 平成 19 年卒後研修指導施設指定申請審査結果
専門医制度 6: 平成 19 年卒後研修指導施設指定更新審査結果
専門医制度 7: 日本専門医認定制機構「国民に開示する専門医医師像について」
専門医制度 8: 朝日新聞「専門医及び認定医の資格認定試験についてのお尋ね」
倫理 1: 着床前診断審査小委員会答申
倫理 2: 生殖補助医療における多胎妊娠防止に関する見解 (案)
倫理 3: 着床前診断平成 18 年度年間報告
倫理 4-1: JISART からの「卵子提供体外受精実施の申請書」について
倫理 4-2: JISART「文書受領のご報告 (お礼) とお伺い」
倫理 4-3: JISART 宛「平成 19 年 11 月 30 日付け文書への返書」
倫理 5-1: 文科省研究振興局長「生殖補助医療における 3 前核胚の取扱いについて (依頼)」
倫理 5-2: 生殖補助医療における 3 前核胚の取扱いについて
倫理 6-1: 根津八紘会員の「160 組の非配偶者間体外受精の実施」との報道の事実確認をお願いしたいことについて
倫理 6-2: 8 月 22 日付根津八紘会員からの回答
倫理 6-3: 8 月 23 日付本会回答
倫理 6-4: 9 月 28 日付代理人弁護士「根津医師の非配偶者間体外受精に関する新聞報道について」
倫理 6-5: 10 月 4 日付本会回答
倫理 6-6: 11 月 2 日付代理人弁護士「御回答」
倫理 7: 代理懐胎に関するコメント
教育 1: 新教育委員会業務
教育 2: 日本医学会医学用語管理委員会「整理すべき概念の提案について (依頼)」
教育 3: 「産婦人科医育成奨学基金制度」の平成 20 年度以降の継続についてのご協力をお願い
教育 4: 日本外科学会「卒後教育における cadaver を用いた技術修練の必要性について」
教育 5: 日本更年期医学会「更年期関連用語のご提案について」
広報 1: JSOG-JOBNET 事業報告

広報 2 : JSOG-JOBNET 事業の対象施設の拡大に関する提案
 広報 3-1 : ACOG Website 会員専用ページログインについて
 広報 3-2 : ACOG Website 会員専用ページログイン可能人数について
 広報 4-1 : ホームページ改訂デザイン
 広報 4-2 : HP リニューアルスケジュール
 広報 5 : 若手医師、学生向けホームページ原稿依頼先
 広報 6 : 学生、若手医師向け News Letter
 広報 7-1 : 朝日新聞社「産婦人科・病院に直結したコミュニティペーパーMaman (仮称) を開始」
 広報 7-2 : フリーペーパータイトル案について
 将来計画 1 : 第 3 回将来計画委員会議事録
 将来計画 1-2 : 将来計画 4 (2007. 11. 16)
 将来計画 2 : 今後の産婦人科医療提供体制検討委員会の活動予定について
 将来計画 3-1 : 産科医療について
 将来計画 3-2 : 周産期ネットワークの概要
 将来計画 4 : 「ハイリスク分娩管理加算の改定に関する検討 対象疾患について」
 将来計画 5 : 奈良県における産科救急患者の搬送困難事例についての声明
 将来計画 6 : 全国周産期医療 (MFICU) 連絡協議会「平成 19 年度周産期救急体制の実態に関する緊急調査に基づく提言」
 将来計画 7 : 佐藤名誉会員「具申書ー産婦人科診療ガイドラインについて」
 将来計画 8 : 声明案「周産期医療提供体制の危機的状況を打開するために」
 男女共同参画 1 : 産婦人科医師の就労状況についての調査表
 男女共同参画 2 : 地方部会長宛アンケート調査依頼状
 男女共同参画 3-1 : 厚生労働省健康局長宛書信
 男女共同参画 3-2 : 女性の健康づくり対策の推進について (案)
 男女共同参画 4 : 平成 19 年度「女性の健康週間」実施について
 男女共同参画 5 : 地方部会担当公開講座一覧
 男女共同参画 6 : 厚生労働省「女性の健康づくり推進懇談会への参画について」
 AOCOG2007 1 : 収支報告書 (案)
 運営委員会 1-1 : 定款の新旧対照表
 運営委員会 1-2 : 定款施行細則の一部改定 (案)
 その他 1 : 平成 20 年度本会予定表
 無番 : 12 月 12 日付読売新聞記事「診療報酬 0.2%増で調整」
 無番 : 運営委員会答申
 無番 : 学術集会長候補者選定委員会 報告
 無番 : ハイリスク妊娠分娩管理加算対象疾患 案
 無番 : アネティス創刊号

午前 9 時 30 分、理事総数 23 名中 23 名全員出席、定足数に達したので、吉村理事長が開会を宣言した。吉村理事長が議長となり、議事録署名人として理事長および総務担当常務理事、会計担当常務理事の計 3 名を選任し、これを承認した。

理事会議事に入る前に、現在協議が進行中の産科医療補償制度の準備状況に関し、財団法人日本医療機能評価機構上田茂理事から紹介があった。

上田理事「昨年 11 月に自民党の医療紛争処理のあり方検討会から枠組みが示され、その枠組みに沿って、産科医療補償制度について準備委員会でこれまでに 10 回の協議を進めてきた。直近の第 9 回と 10 回の議論の中で纏まってきたものを本日お示ししたい」

以下、配布資料に基づき、制度の趣旨、補償の概要、仕組みのフロー図等、内容の説明が行われた。特に下記の点については補足説明が行われた。

1. 保険料は分娩機関が保険会社に支払うが、これに伴い分娩費用が増額されることが想定されるため、出産育児一時金の引き上げも同時に必要との議論がなされている。
2. 補償対象としては、「通常の分娩」という枠組みが示されているが、その内容について事務的に検討することとされている。現時点では、出生体重 2,000 g 以上、在胎週数 33 週以上を基準とする方向

である。但し、その基準より低い場合にも条件に当てはまる場合（代謝性アシドーシスの存在、胎児心拍数の徐脈など）は個別の審査で適応を判断する。

3. 分娩に係る医療事故に該当するとは考え難い事例は補償対象としない、とする除外規定を設けている。
4. 障害の程度は身体障害者等級の1級および2級を補償対象とする。
5. 補償対象者の推計数として、500～800人程度と推計している。
6. 支払い方法については種々の議論が行われ、一時金と分割金、定期金などいくつかの案が検討されている。
7. 補償申請の時期、1歳を標準としながら、6ヶ月くらいからの早期補償も検討されている。
8. 今回の制度には原因分析・再発防止も大きな柱になっている。原因分析については産科医にもご協力をお願いする。
9. 過失の有無に関する検討も重要で、過失が認定された場合には「求償」を行うことになる。その認定方法や求償を行う方法について議論が進行中である。
10. 平成20年度内の創設を目指している。制度の発足後も一定の期間で見直しが必要となることもある。また、制度の維持や加入の促進などに国の支援が不可欠であることを強調したい。

以上の説明に対し、下記の質疑応答が行われた。

和氣理事「運営組織の所属はどこになるのか。求償は誰が行うのか」

上田理事「運営組織は公正で中立な組織とするように議論されている」

和氣理事「独立した組織になるのか」

上田理事「医療機能評価機構に運営してほしいという要請は出ている。求償の問題については、過失の判断が難しく、このことによって裁判が増加することも望ましくないため、配慮が必要と考えている。実際の求償は保険会社が行うことになる。基本的に示談や裁判所の結果に従う。ただ、重大な過失が明らかでない場合、運営組織の委員会が過失の認定を行い、保険会社に知らせることになると思う」

和氣理事「そうすると、最悪の場合、求償を求められ、民事訴訟で和解金を支払うというダブルパンチになることもあるということか」

上田理事「過失が疑われる場合、多くのケースでは実際に示談や訴訟等が行われることになると思う。委員会が過失の認定を行う場合は重大な過失が明らかであって、訴訟が行われていないような限られたケースになると考えている」

和氣理事「この制度が本来、『医療訴訟を減らすことを目的とする』という点を重視して頂きたい」

武谷理事「2ページの文言から対象は『医療上の過失を含んでいる』という認識で良いか。一方、8ページには、児の未熟性による脳性麻痺は対象としないことが記されている。つまり、脳性麻痺を『不可避的な必然的に起こる脳性麻痺』と『分娩に係る医療事故による脳性麻痺』とに二極化して捉える考え方は大変な誤解を生じる可能性がある。後者には産科医の若干の過失も含意されるということになってしまう。このような単純化した分け方には納得がいかない部分もある。また、医療事故として産科医の責任が明確化されることに危惧を抱く」

上田理事「自民党の枠組みに沿って、分娩に係る医療事故が対象とされている。この医療事故には過失の有無は問わないとされている。未熟性等については充分の議論が行われ、『通常の分娩』には当てはまらないと考えられる。また、9ページに示す、明らかな奇形については、自民党の枠組みに当てはまらないので対象外となる」

武谷理事「表現として『分娩に係る医療事故』という表現ではなくて、『児の未熟性』あるいは『先天性の異常』に係らない脳性麻痺と表現したほうが良いのではないか」

和氣理事「『通常の妊娠分娩に係らず、発生した脳性麻痺』という表現と、『分娩に係る医療事故によって発生した脳性麻痺』は全く異なっているので、区別しておく必要がある」

吉村理事長「この点は重要で、『未熟性等に起因しない』という表現のほうが望ましいと思う」

神崎理事「『通常の』という表現が曖昧で不明瞭である。例えば、正常と思っていた分娩が突然異常になることもある。この場合、通常の分娩に含まれるのか。正常といていた経過が途中で異常となった場合、異常と捉えないと問題になる」

上田理事「今回の報告書では対象者は出生体重2,000g以上かつ在胎週数33週以上で、先天性の異常がないものを対象とすることになる。今回の報告書では『通常の分娩』という表現は用いていない。従って、その点は問題ない」

海野委員長「制度の調査委員会に参加したので、議論の経過について報告したい。『通常の分娩』に

については、最初に出てきた一般的な表現が専門的な表現に言い換えられつつある段階だと思う。誤解の無いような表現を学会のほうから出して頂いた方が良いのではないかと思う」

井上理事「訴訟に対する抑止力となるためには、『この制度で補償を受けた場合、訴訟は行えない』とする文言が無いと意味が無いのではないか」

上田理事「18 ページにあるように、損害賠償金との関連が整理されている。本制度による補償金と、裁判での損害賠償金が二重給付とならないようになっている。本制度による補償金を受け取った場合、裁判をしないようにという議論もあったが、『憲法上』裁判の権利を制限することは問題となるので、規制はできないことになった」

岡井理事「準備委員会で審議が進んできているが、本学会からの参加者が無いので、学会の中にワーキンググループを作って要望を纏めたいと思うが宜しいか」

以上の協議を踏まえ、**吉村理事長**より「本会として早急にワーキンググループを設置した上で検討を行いたい。本会としての要望書を出すことにしたい」との方針が示され、承認した。

引き続き、通常の議事に移った。

I. 平成 19 年度第 2 回理事会議事録（案）の確認
標記議事録（案）が示され、原案通り承認した。

II. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

1) 総務（落合和徳理事）

落合理事から資料に基づき下記の点の報告があり、引き続き協議が行われた。

〔I. 本会関係〕

(1) 会員の動向

- ① **吉田吉信**名誉会員（滋賀）が 7 月 30 日に逝去された。（弔電、生花手配済）
- ② **林 義夫**功労会員（北海道）が 10 月 2 日に逝去された。（10 月 30 日付退会届受理）
- ③ **伊藤昭夫**功労会員（群馬）が 10 月 3 日に逝去された。（弔電、生花手配済）
- ④ **栗原操壽**名誉会員（東京）が 10 月 12 日に逝去された。（弔電、生花手配済）
- ⑤ **菊池三郎**功労会員（神奈川）が 11 月 11 日に逝去された。（弔電、生花手配済）
- ⑥ **新田一郎**功労会員（大阪）が 11 月 16 日に逝去された。（葬儀終了後 11 月 19 日に連絡受領）
理事長の発声のもと全員黙祷した。

(2) 平成 19 年度上期（4 月～9 月）の入会者数及び年代別・男女別会員数（平成 19 年 9 月末）について [資料：総務 1]

平成 19 年度の上期入会者数は 310 名となった。9 月末時点での会員数は 15,484 名で、そのうち 25.1% が女性である。女性の比率は 30 歳未満で 69.8%、40 歳未満で 55.6%となっている。なお、11 月末時点の入会者数は 346 名である。

(3) 学術集会長選任規定、学術集会長候補者選定委員会運営内規の改定について

第 2 回理事会に於いて改定について承認済みであるが、改定案が資料として提出されていなかったため、確認のため文案として示すもの。 [資料：総務 2]

特に異議なく、文案を、了承した。

(4) 第 63 回学術集会長立候補について

第 63 回学術集会長の立候補を 9 月 30 日に締め切り、2 名が立候補した。については学術集会長候補者選定委員会を同運営内規に基づき開催の上、候補者を推薦し、原則第 4 回理事会（平成 20 年 2 月 23 日）にて協議することとなる。

落合理事「選定委員会の位置付けについて理事会で確認をする必要がある」
（後程運営委員会の項で協議）

(5) 監事団より役員任期に関する提案書を受領し、第 2 回総務理事会、第 2 回運営委員会で検討した。

[資料：総務 3]

落合理事「監事団から理事や監事の任期についてのご意見を頂いた。代議員の任期と理事の任期について揃える必要があるという趣旨である」

定款に基づき、現行の規定が紹介され、問題点として3点が整理された。

1. 理事長と理事の任期が一致しない。
 2. 代議員と役員の任期が一致しない。
 3. 役員の任期は総会翌日から翌々年の総会当日までとするべきである。
- 以上に基づき、運営委員会からの定款施行細則の改定案が示された。

吉村理事長「問題点は整理されたと思う。代議員は4月1日からで、役員は総会翌日からであるから、総会の運営は旧理事と新代議員で行われることになる」

落合理事「新代議員と旧執行部が総会を行うということは多くの組織で行われており、矛盾するものではない」

柏村監事「ご検討を感謝する。やむを得ないということで了解する」

落合理事「新公益法人の認定に際して、定款の変更が必要になる可能性もある。その際には必要な変更を行いたい」

佐川理事「もし3月に総会が行われることになった場合、旧代議員が新理事を選任する可能性が出てくるのか」

落合理事「そうなる。理事は代議員から選ばなければならないので、矛盾が起こる可能性がある。総務担当理事会、運営委員会としては、4月に総会を行うことを推奨する」

佐川理事「今後、事情で3月などに総会を開催することになった場合問題ではないか」

吉村理事長「来年、再来年については開催時期が決まっており、現時点では問題が無いと思うので、了解して頂きたい」

以上協議の結果、運営委員会からの定款施行細則の改定案を、承認した。

(6) 懲戒に関する内規見直しについて、第2回総務理事会、第2回運営委員会で検討した。

[資料：総務4]

落合理事「内規について総務で協議した。文言を大きく変更する必要は無いと考えられる。但し、項目4について、『退会勧告』に従わない場合、すぐに『除名』とするのは問題ではないか、という意見については『期間を規定していない』ので柔軟に対応できると考えられる。退会勧告をした時点で『会員資格を停止する』とすべきではないか、と言う点については協議をお願いしたい。3の『会員資格の停止』についても、期間についての規定を定めずにそのまま残すこととした」

吉村理事長「本職としては『退会勧告』に従わない場合、『除名』とするのは問題ではないかと考えたが、運営委員会では『懲戒規定については変更無く、このままの規定で、運用すればよいのではないか』ということであった」

平岩弁護士「退会勧告は学会の意思を示したもので、実効的な作用を示す他の処分とは質が異なる。退会勧告の際に同時に会員資格の停止を盛り込んで解釈すれば充分ではないか」

吉川（裕）理事「専門医の資格だけを停止する規定は無いのか」

武谷理事「専門医の認定は学会だけが認定するのではなく、最終的には厚労省が認定しているので、学会で勝手に決めることはできないのではないか」

岡井理事「専門医の認定には厚労省は関与していないと理解している」

落合理事「『3. 会員資格の停止』を『資格の停止』と変更して、会員資格と専門医資格のどちらでも対象とできるようにしてはどうか」

松岡議長「青森の医師の場合、学会員の資格停止とともに専門医の資格も停止していたと理解している」

武谷理事「学会が専門医資格の停止権限を持つような明示をすることは望ましくない」

吉村理事長「現行通りの懲戒規定として運用で考えていくことにしたい」

武谷理事「嚴重注意、口頭注意等をどこまで公表するのか。通常の組織や公務員であれば嚴重注意や口頭注意は本人と施設長のみが知っていて、公表はされないことになっている。個人の履歴書にも賞罰として残さなくて良いことになっている」

吉村理事長「これまでは記者会見で公表してきた」

松岡議長「訓告処分は一般的にはその後の処遇に影響しないと考えられる。但し、公表しておく必要はあると思われる。先ほどの懲戒処分の内規で退会勧告は即会員資格の停止ということによってよいか確認したい」

平岩弁護士「そのような運用にすればどうか」

松岡議長「運用について理事会で承認しておいたほうが良い」

平岩弁護士「3と4の処分を同時に下すということでもよい」

嘉村理事「平岩先生の意見だと、除名処分は4の最後に来るということか」

平岩弁護士「その通りである」

松岡議長「除名については総会の議決事項である。資格停止は理事会の決定だけで済むが、除名に関しては総会の関与が必要と再認識して頂きたい」

落合理事「4は退会勧告までは理事会決定、除名処分まで至った時点で総会議案になるということだ。公開については、厳重注意を決定した理事会の議事録は残っている。以前は議事録を公開していなかったもので、全面的には公開されていない」

武谷理事「懲戒規定の中に通常は厳重注意や口頭注意は入らないのではないか」

平岩弁護士「規定の中に入る場合と入らない場合がある。懲戒規定として処分の内規に入れてしまうと、それは懲戒処分としての口頭注意や厳重注意になる」

落合理事「懲戒規定に基づかない口頭注意、厳重注意があっても良い」

丸尾監事「退会勧告の際には資格停止をするものと捉えている」

神崎理事「退会と除名はまったく異なるので、『除名』は消しても良いと思っていた。大学の懲戒規定には厳重注意は入っていない」

平原理事「本学は役所に管轄されるので、役所の規定を見ると、口頭注意と文書訓告は履歴に乗らない。戒告処分、停職以降は履歴に書くことになっている」

丸尾監事「今後の諸問題の可能性を考えると、除名の規定を残すことにより大きな問題が起きないか」

和氣理事「これまでに除名した人が実際にいるのであるから、この規定を消してしまうと学会のあり方が問われることになる。運用で対応したほうが良いと思う」

落合理事「定款に除名の項目があるので、定款を変更しなければ矛盾が出てくる」

松岡議長「これらの規定は、叱責することより更正させるということが主眼である。除名の項目は残すにしても運用を考えることで除名までしないで済むようにできると思う。また、個々の事例に合わせて内規を変更するというように見られることだけは絶対に避けないといけない。かつて厳重注意処分を学会本部で面談のうえに行ったことがあり、このような運用も可能である」

吉村理事長「内規は従来通りとする。処分は理事会で決定し、記者会見で公表してきたので公開されるが、それで宜しいか」

平岩弁護士「これまでは社会的に既に問題となっているものを処分し、学会の立場を公的に明らかにする目的で公表してきた。それ以外に、公表しない範囲での注意処分もあっても良いと思う」

星理事「退会勧告に従わない場合、除名するかどうかについては総会の議決が必要ということになるが、総会で否決された場合はどうなるか」

落合理事「総会で否決されればそれは仕方ないと思う。退会勧告だけで終わる」

以上協議の結果、懲戒に関する内規を現行通りとし改定しないことを、了承した。

(7) 学術集会に関する業務委託により、学会事務局業務の軽減を図る件について

第60回学術集会長岡村州博先生より、学術集会の運営にあたりコンベンション会社と業務分担を含めた契約書の締結が必要ではないかとの提案があった。

落合理事「昨日の運営委員会で大筋合意しているが、理事会でご承認頂きたい。コンベンション会社をどこにするかという点については、しっかりとしたコンペを行う必要がある」

岡村理事「学会開催の際のコンベンション会社の関与については、きっちりとした契約があったほうがよいのではないかと考える。事務局の関与についても整理して頂きたい」

吉村理事長「契約書を取り交わす方向がよいと思う」

丸尾監事「学術関係のプログラムの決定やホームページの作成については学会および担当校が頑張っている。事務手続きはコンベンション会社が行うのが望ましい。コンベンション会社の選定についてはコンペだけではなく、その実力や安定性をしっかり見極める必要があると思う」

嘉村理事「契約の時期も問題で、時期がはっきりしない場合、コンペで無く、特定のコンベンション会社と契約した方がやり易い点も多い」

星合理事「コンベンション会社の選定は学会が行うか、それとも学術集会長が選定するのか。学術集会長が選ぶのなら、契約内容も学術集会長がコンベンション会社と決めてよいということになる。学会で決めるのはコンベンション会社と契約する際のガイドライン的なものになる」

岡村理事「学会事務局の仕事をこれ以上増やすことはできない。契約は学会とコンベンション会社が

行い、実際の運用は学術集会長が行うことになるのではないかと考えている」

吉村理事長「学会で選んで、交渉等は学術集会長が行うということで良いと思う。時期的な問題は追々決めていくことにしたい」

以上協議の結果、契約書を締結する方向性を、了承した。

(8) 第60回学術集会長岡村州博先生より、他国の産婦人科学会との交流に関し正式な契約（覚え書きの取り交わしなど）を本会として締結して頂きたいとの提案があった。現状カナダ（SOGC）とはPartnership Agreementがあるが、他の国の産婦人科学会との契約はない。[資料：総務5]

落合理事「内容の詳細については検討させて頂くが、大筋として正式な契約書を作るとの方向性を決めて頂きたい」

丸尾監事「カナダとの書面は先走りではないかとの批判もあった。カナダとの契約は特別なケースだと思う。ACOGとの関係については、従来の同意事項を渉外担当として纏めてはいるが、同意文書の作成までは至っていない。新たな同意文書の作成については、日本人が準備するのは難しいので、今後の機会を捉えて先方が作った文書にサインするのが望ましいと考える。日独や日韓については長い歴史があるが、文書の取り交わしは無い。特に、日独についてはドイツの担当者が正式なドイツの代表者ではなく、学会長も入っていないので、正式の文書を交わすのに問題が残るのではないかと。台湾、韓国は2年に1回でなく、出来ることなら毎年来たいという意図が出てくる。カナダ等遠方の場合、旅費等の関係もあって2年に1回で規定通りになると思う」

岡村理事「丸尾先生の言われる通り、台湾、韓国は理事会規定に沿わずにやろうとしてきている。正式なアグリーメントを取り交わしておいた方が問題はおきにくいと思い、提案した。日独も含めてすべてをしないといけないということではない」

嘉村理事「丸尾先生から引き継いで、交渉をしてきているが、事務局としても規定があったほうがスムーズになると思っている。実際の文書については英文、和文の文書の準備等、調整が必要である」

丸尾監事「昨年の段階で例えば台湾とは2年に1回の相互派遣としているが、学術集会長の裁量の範囲内で受け入れても良いと思っている」

吉村理事長「基本的には文書の取り決めがあったほうが良いと思うので、締結をしておく方向性で検討して頂きたい」

落合理事「ACOGは2国間の交流について先輩なので、ACOGが他国との契約をどのようにしているか聴取したい」

以上協議の結果、契約を締結する方向性を、了承した。

(9) 禁煙宣言（案）について第6回常務理事会で協議し、更に第2回総務理事会、第2回運営委員会で検討した。[資料：総務6]

落合理事より「本会として禁煙宣言を採択したい。協議をお願いする」との提案があり、特に異議なく、承認した。

(10) 大谷裁判に係る原告からの控訴を受け東京高裁において第1回控訴審が10月3日に行われた。控訴審の本会等被告の代理人として引き続き平岩弁護士に依頼した。次回は12月19日の予定である。

[資料：総務7]

落合理事「ムネ氏の意見書が昨日出ているが、内容については未確認である」

(11) 県立大野病院事件について [資料：総務8]

第9回公判が10月26日に行われ、岡村州博先生が弁護側証人として出廷した。第10回公判は11月30日に行われ、池ノ上克先生が弁護側証人として出廷した。

澤幹事「弁護側証人に貴重な証言を頂いた。今後被告人尋問、書証調べ、論告求刑、最終弁論等があり、5月頃結審予定である」

(12) 7月9日厚生労働省に於いて吉村理事長が柳澤厚生労働大臣と面談し、産科医療提供体制の危機的状況を打開するための緊急対策に関する陳情書を提出した。[資料：総務9-1]

また、9月7日に吉村理事長と医会寺尾会長が舩添厚生労働大臣と面談し、「産科救急医療対策の整備」及び「産婦人科医師不足問題への対策」についての陳情書を提出した。[資料：総務9-2, 9-3]

(13) 11月14日に吉村泰典理事長が石原慎太郎都知事と面談し、都立病院に勤務する産婦人科医の処遇改善につき陳情した。[資料：総務10]

吉村理事長「厚労相に陳情し、段々と体制が整ってきた。また、都知事に面談し、待遇改善をお願いした。部長、医長の待遇保障、女性の20時間労働で常勤扱い等について要望した。都立病院の待遇改善が全国に広がることを期待する」

(14) ①西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)より、①同社及びテナント有志50社で結成した西日本SHDパートナーズ倶楽部は、社会貢献事業の一環として滋賀県以西の西日本地域で産科医療に携わることを希望する医学生に対する学資の支援を目的に産科医学生支援奨学金基金を設立した、②奨学金の支給額は1人年額1百万円、③については本会から15校を推薦頂きたい、との提案を頂いた。

これを受け、第4回常務理事会での協議の結果、西日本SHDパートナーズ倶楽部に対し、大学15校を本会から推薦した。併せて推薦した15校の医学部長(医科大学は学長)及び産婦人科主任教授宛に趣旨説明の文書を送付した。[資料：総務11-1, 11-2]

なお、同社は第1回産婦人科サマースクールに1百万円を寄付している。

②奨学生募集は11月末に締め切られ、15大学のうち11大学から応募があった。今後大阪コミュニティ財団の選考委員会で審査・選考し、結果は来年3月頃に大学を通じて出願者に通知される予定である。応募のあった大学名：奈良県立医科大学、和歌山県立医科大学、島根大学、川崎医科大学、山口大学、徳島大学、高知大学、佐賀大学、熊本大学、大分大学、琉球大学 以上11大学。応募のない大学名：滋賀医科大学、香川大学、愛媛大学、鹿児島大学 以上4大学。

落合理事「応募の無かった大学でも該当者が無かったのではなく、検討期間が短く、周知が不十分であったと考える。西日本だけでなくさらに広範囲での公募も必要と考える。また、今後、東日本も対象とした支援をお願いしていきたい。以上、3点の問題点が運営委員会で指摘された」

堂地理事「本学でも4名の学生と面談したが、条件が合わず今回は推薦できなかった。5年生は除いて6年生を対象としてはどうか」

落合理事「実効性のある内容にするために協議をしていきたい」

秦理事「香川も1名の応募があったが推薦できる条件ではなかった。来年5年生になる4年生に聞いてみても、将来の志望をその時点で決めるのは負担ということで、6年生を対象とすることに賛成である」

平松理事「今回推薦ができなかった県があることは残念である。推薦のない県があった場合、他県に振り分けることも考えてほしい。募集要項に苦学生というのがある。この調査は難しいかもしれないが、考慮するようにしてほしい」

田中理事「秋田でも大学院生、医員等に毎月奨学金を出している。行政レベルで広報にそういうものを公表してもよいか」

落合理事「原則的に出していただいて差し支えない」

和氣理事「学生に出す奨学金ということであれば問題ない」

落合理事「給料の無い学生のほうが税制上の問題もおきにくい」

和氣理事「給料の2重取りとならないようにする」

(15) 「勤務医師賠償責任保険制度」の申込状況について [資料：総務12]

12月5日現在で勤務医師賠償責任保険の申込件数は180件、所得補償保険は28件となり、保険料は団体割引10%の適用が確定している。医賠償は加入者が200名を超えれば団体割引15%が適用される。なお、中途加入のご案内を機関誌送付の際に同封している。

落合理事「特に100万円以下の免責が無いなど有利な制度といえる」

〔Ⅱ. 官庁関係〕

(1) 厚生労働省

①雇用均等・児童家庭局母子保健課より「妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査結果について」の地方自治体母子保健主管部長宛の通知を受領した(10月31日)。(第6回常務理事会報告)

[資料：総務 13]

落合理事「全国平均は 2.8 回となっているが、地域によって差があるのが現状。5 回くらいが適当という指導をして行きたいという内容の通達である」

②医薬食品局長から 19. 11. 28 付「血液製剤の使用指針」の通知を受領した（12 月 4 日）。機関誌およびホームページに掲載し、周知を図りたい。[資料：総務 14]

③雇用均等・児童家庭局母子保健課から 19. 12. 3 付「妊婦健康診査の受診及び早期の妊娠届出の勧奨に関する普及啓発について」の通知を受領した。機関誌およびホームページに掲載し、周知を図りたい
[資料：総務 15]

落合理事「健診を受けていない妊婦の問題については社会問題化しているため、啓発運動を進めることとしたい」

(2) 内閣府公益認定等委員会

①公益認定等委員会は、平成 19 年 4 月 1 日に発足し、内閣総理大臣の諮問を受けて、新たな公益法人の認定基準に係る政令・内閣府令に関する審議を行っている。平成 20 年 12 月 1 日に施行される新制度においては、公益認定等に係る内閣総理大臣の諮問について審議し答申（個別法人の認定可否）を行うことになる。なお、新公益法人の認定に係る具体的なガイドライン（定款、会計基準等）は来年 4 月頃に示される予定である。

現在、公益認定等委員会で「会員のみを対象とした事業を主目的とするものは、公益法人として不適當」との方向で議論されていることに鑑み、そのような基準を適用しないよう要望書を 11 月 1 日付で同委員会宛に提出した。要望書は同委員会のホームページに掲載された。（第 6 回常務理事会報告）

[資料：総務 16-1～4]

落合理事「本学会の公益性について整理をし、公益法人として認められるように要望していきたい」

(3) 法務省

①平成 19 年 5 月 7 日付法務省民事局長通達「婚姻の解消又は取消し後 300 日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いについて」の施行状況について [資料：総務 23]

〔Ⅲ. 関連団体〕

(1) 委員等の推薦について

①厚生労働科学研究費補助金 難治性疾患克服研究事業「血液凝固異常症に関する調査研究」主任研究者池田康夫慶應義塾大学教授より、妊婦における血小板減少の疫学調査、ADAMTS-13 測定などを本会との共同調査という形で実施することが可能か否か検討頂きたいとの書信を受領した（9 月 5 日）。賛同の場合、本会から共同研究参加メンバーを推薦して欲しいとのことである。第 4 回常務理事会での決定に従い、日本産婦人科・新生児血液学会に意見を伺い、小林隆夫先生を推薦した。

②肺血栓塞栓症/深部静脈血栓症の予防ガイドライン作成委員会に関し、協力委員 1 名の推薦依頼があった。第 4 回常務理事会での協議の結果、順天堂大学静岡病院三橋直樹教授を推薦した。

③第 5 回常務理事会で協議の結果、日本医学会医学用語委員会の委員を峯岸敬先生、代委員を山本樹生先生とすることを日本医学会に報告した。

④日本輸血・細胞治療学会より、「産科大量出血に対応する合同委員会」に本会が参加して欲しいとの依頼があり、第 5 回常務理事会での協議の結果、成育医療センター久保隆彦先生を委員として推薦した。

以上につき、特に異議なく、承認した。

(2) 日本産婦人科医会

①8 月 23 日に平成 19 年度第 1 回学会・医会ワーキンググループ（通算第 29 回）を、10 月 18 日に第 2 回ワーキンググループ（通算第 30 回）を開催した。[資料：総務 17]

②12 月 19 日に吉村理事長、寺尾会長も出席し、平成 19 年度第 3 回学会・医会ワーキンググループ（通算第 31 回）を開催する予定である。

(3) 日本医学会

①10月30日に臨時日本医学会臨床部会会議運営委員会が開催され、落合理事が出席した。主たる議事は「診療行為に関連した死亡に係わる死因究明等の在り方に関する検討会」の現況報告と第二次試案に対するコメントの作成であった。(第6回常務理事会報告) [資料:総務18]

落合理事「まだ現時点では具体的な案が発信されたわけではないが、今後議論を進めたい」

岡井理事「現在出されている厚労省の第二次試案に対して医学会の臨床部会で反対を表明する予定にしているが、本学会としても独自にこれに反対意見を出すべきだと思う」

落合理事「本学会は日本医学会の臨床部会に所属しているので、そこから出せば良いということではなく、本学会から独自に出してほしい」

平松理事「広く会員の意見を聞く必要があるのではないか」

岡井理事「来年1月までに出す必要があるので、広く意見を聞く時間的余裕が無い」

吉村理事長「期限もあるので、理事会内にワーキンググループを作ることとしたい。委員長は岡井先生にお願いしたい」

岡井理事が了承し、以後の対応は常務理事会に一任することを、了承した。

(4) 日本禁煙学会

①日本禁煙学会より本会総会会場の禁煙と、本会の禁煙宣言を督促する書状を受領した(6月27日)。(第3回常務理事会報告) [資料:総務19]

(5) 日本婦人科腫瘍学会

①同学会より「子宮頸癌治療ガイドライン2007年版」及び「卵巣がん治療ガイドライン2007年版」を受領した。本件ガイドラインに関しては事前に本会の意見を求められたため、本会婦人科腫瘍委員会で取り纏めた意見を7月27日に同学会に提出している。(第5回常務理事会報告)

(6) 宗教的輸血拒否に関する合同委員会

①宗教的輸血拒否者に関するガイドラインを同委員会より受領した。第6回常務理事会にて本会から同委員会に委員として参加している早川智先生より経緯及び内容の説明があった。[資料:総務20]

落合理事「各病院の対応を決める際の参考にして頂きたい」

(7) 日本小児科学会

①日本小児科学会との第3回合同意見交換・調整会議を9月12日に開催した。[資料:総務21]

第4回常務理事会にて同学会から提出された産科医療補償制度に関する意見書について、協議の結果、静観することとし、同学会には制度の理念を理解して頂くようアクションをとる方向性を、確認した。

〔IV. その他〕

(1) 筑波大学吉川裕之教授より講演発表会「妊娠とくすりーリスク分類の現状と新たな展開ー」(開催日:平成20年2月10日、会場:弘済会館)の後援名義使用許可についての依頼書を受領した(11月21日)。[資料:総務22]

経済的負担がなく、後援を応諾したい。

特に異議なく、承認した。

引き続き、資料に基づいて**落合理事**から運営委員会の答申について説明があった。

1. 第60回学術集会の参加費について

学生および初期研修中の学会員は無料、初期研修の非学会員は3,000円とする。

2. 名誉会員選考委員会委員(案)及び名誉会員の選考について

内部基準として点数制を用いる。従来の基準を名誉会員選考委員会で検証して使用することにした。名誉会員該当者を地方部会から報告してもらい内部基準に照らして選定する。

1, 2については特に異議なく、承認した。

次に学術集会長候補者選定委員会からの報告について資料に基づき**落合理事**から説明があった。

1. 学術集会長の候補者選定委員会の業務内容について

学術集会長候補者選定委員会の業務内容についての4項目の試案が示された。①立候補者の適格性の判断、②立候補者が0名の場合、適任者を理事会に推薦する、③立候補者が4名以上の場合、3名に絞り理事会に推薦する、④複数名を推薦する場合は順位をつける。

本件に関し、以下の議論が行われた。

吉村理事長「選定委員会の役割について、候補者の適格性を審査することや候補が無い場合に適任者を推薦することは問題ないと思うが、複数候補の場合の扱いについて理事会の意見を伺いたい」

丸尾監事「複数名の候補に順位をつけることには反対である。幅広く募集するという意図に反すると思う。仮に順位をつけるにしても、選定委員会全体の順位付けではなく、各選定委員の意見として出すのが良い」

秦理事「3名以内に絞る場合、落とすことになった理由をはっきりさせてほしい。順位をつけることには反対である」

吉川(裕)理事「会議そのものを開催する必要があるのか。3名以下であれば開催しないということにした方が良いのではないか」

嘉村理事「立候補者がゼロの場合、推薦することをぜひ承認してほしい」

和氣理事「候補者に関してはどこかで資格審査をする場が必要だと思う」

吉村理事長「4名以上の場合、3名以内に絞ることについてはこれで宜しいか」

井上理事「3名以下に絞る場合の公表はプライバシーの面もあり、選定理由の公表が難しい場合もある。絞るのが難しいので、項目3、4は不要ではないか」

落合理事「現行の運営内規では3名以内を理事会に推薦するというになっている」

岡村理事「変更する必要はないのではないか」

神崎理事「内規に書いてある通り、3名以内を推薦するというでどうか」

吉川(裕)理事「資格の確認であれば、委員長と副委員長のみで書類審査をすればよいのではないか。申請用紙も1枚しかない」

吉村理事長「申請用紙の内容については業績よりも、学会や社会における活動を記入してもらうように変更することを提案する」

和氣理事「選定委員会の委員長は委員の互選ということになっているので、委員長と副委員長が書類だけで審査するという事は出来ない」

落合理事「実際には運営委員と学術委員から選ばれているので、同じ日に集まって委員会を開催させて頂きたい」

以上の意見を踏まえ、学術集会長候補者選定委員会の業務としては

1. 立候補者の適格性の判断
2. 立候補者が0名の場合、適任者を理事会に推薦する
3. 立候補者が4名以上の場合、3名に絞り理事会に推薦する（なお複数名を推薦する場合は順位をつけない）

とすることを確認し、承認した。

2) 会 計 (岡村州博理事)

(1) 取引銀行の格付と残高について [資料: 会計 1]

(2) 高齢会員の会費 (5,000円) 納入状況について [資料: 会計 2]

11月30日現在の納入状況は、4月1日現在の対象者1,802名に対し納入完了者1,338名、納入率74.3%となっている。

岡村理事「地方部会によっては納入者が0という県もある。各地方部会に徹底したい。会計上は大変助かっているので、この点をご理解頂きたい。初期研修医についても納入率等を調査中である」

(3) 役員、代議員宛に、平成20年度事業計画ならびに予算案編成に関し、意見を伺う書信を発送した

(期限：11月15日)。1名の代議員より意見を文書で受領した。 [資料：会計3]

岡村理事「代議員からの意見については今後対応を検討したい」

(4) 11月16日付で各部署、委員会に本年度決算見込み及び来年度予算申請についての書信を発送した (期限：12月5日)。

(5) 1月初旬に、来期に向けての事業計画会議を開催する予定である。

(6) 11月6～8日に本郷税務署の税務調査を受けたことについて

岡村理事「主に学術講演会会計に関することについて調査を受けた。現時点ではまだ税務署の考えは示達されていない」

この点に関して、**荒木事務局長**より「今回の調査の意図について確認したところ、学術講演会に関する収益事業の調査が目的であることを確認している。いわゆる『席貸業』の事業が対象であるとのことである。学術講演会における商業展示等が席貸業に該当するとの根拠については確認を求めている。1月中旬に先方からの提示があり、2月には方向性を確定することになると思われる」との追加説明があった。

吉村理事長「税務関係については学会が責任を持つという態度で臨みたい」

吉川(裕)理事「この機会に本会事業の見直しをすることも必要である」

3) 学 術 (吉川裕之理事)

(1) 会議開催

①第2回学術委員会及び学術担当理事会を12月14日に開催した。

②第1回総会会場固定化評価委員会を12月14日に開催した。

(2) 学術奨励賞に関する会告について

学術奨励賞の推薦、応募方法に関する会告を、機関誌59巻10号より掲載している。理事、代議員、地方部会長、大学教授宛に学術奨励賞の推薦及び応募についてのお知らせに関する書信を発送した。推薦の期間は平成19年12月15日から平成20年1月14日である。

(3) 総会会場固定化評価委員会 中間検討報告書について [資料：学術1]

吉川(裕)理事より中間検討報告書について説明があり「固定化は第55回の総会時に決定されたものである。その際中間検討を行うことおよびその方法が決定した。その規定に従い中間検討した結果の報告書(案)である。結論としては、2会場固定化については試行期間終了後は延長しないことを報告するとともに、第62回以降の会場決定について全国8会場を指定会場とすることと今後も学会において検討を続けていくことを提案するものである」との発言があった。

吉川(史)理事「最終報告書は必要なのか」

吉川(裕)理事「取り敢えず出す予定はない。この中間検討報告書を総会で承認して頂き、その後は必要に応じて検討していくことになる」

吉村理事長「今後の検討は必要に応じてまず学術委員会にお願いする」

特に異議なく、中間検討報告書を、承認した。

(4) プログラム委員会について (岡村第60回学術集会長) [資料：プログラム委員会1]

岡村理事より第60回学術講演会の概要、プログラム案について、説明があった。

①第60回学術講演会一般演題の応募について

平成19年10月3日現在の応募数は、一般演題(症例以外)865、一般演題(症例)243、国内IS(症例以外)18、国内IS(症例)3、多施設共同研究13、合計1,142題であった。

岡村理事「このうち1題取り下げ、3題不採択で1,138題を採択した。これに国外ISの54題を加えた合計1,192題の採択となった。」

丸尾監事「ISJFについて、フィリピンから参加というのはどういう形なのか」

岡村理事「当教室の留学生である」

丸尾監事「中国からの参加というのはいかがか」

岡村理事「個人的に手紙を出して、前向きな感触を得ている、という段階である」

丸尾監事「International Seminar for Junior Fellows については、本会からの参加者の募集を早めにしたほうが良いと思う」

岡村理事「そのとおりだと思う。ただし個人的には、この International Seminar for Junior Fellows については学会内学会になってしまうことを危惧している」

落合理事「プログラムについてだが、月曜お昼に地方部会長会が開催されるのでご考慮願いたい」

岡村理事「オフィシャルな行事を中心に考えて頂き、重なるランチョンなどの座長を受託しないなど、特にご協力をお願いしたい」

吉村理事長「本職からも願います」

②第 61 回学術講演会特別講演演者推薦、シンポジウム担当希望者公募、第 62 回学術講演会シンポジウム課題公募について（嘉村第 61 回学術集会長）

機関誌 59 巻 8 号より公募の会告を掲載している。（期限：11 月 30 日）

嘉村理事「生殖部門の応募が 3 名しかおらず、その公募期間を延長したい。それでも集まらなければシンポジウム選考委員会に推薦をお願いしたい」

吉川（裕）理事「期間延長の周知の仕方はどうするのか」

嘉村理事「ホームページとメーリングリストを考えている」

丸尾監事「各学術集会でシンポジウム 2 つが宜しいのではないかと。そうすれば、2 年で 4 分野できる」

吉村理事長「今回生殖部門のシンポジウムは止めるという考え方もあるのではないかと」

田中理事「いったん公募した以上、中止はよくない」

和氣理事「まずその 3 題の peer review をやるのが大事であろう」

吉村理事長「では、生殖部門はやる方向性で 3 題の評価を行った後、必要なら公募期間を延長していくこととしたい」

嘉村理事「時間的な制約があるので、まずは公募期間を延長したい」

以上協議の結果、生殖部門についてはまず公募期間を延長することを、承認した。

4) 編集集（岡井 崇理事）

(1) 会議開催

①第 2 回編集担当理事会を 12 月 14 日に開催した。

(2) 英文機関誌 (JOGR) 投稿状況：2007 年投稿分（11 月末現在） [資料：編集 1]

投稿数 643 編（うち Accept 117 編、Reject 274 編、Withdrawn/Unsubmitted 59 編、Under Revision 50 編、Under Review 127 編、Pending 16 編）

岡井理事「投稿数が増えており、今年度の予想投稿数は 697 編である。採択率は低くなっている。多くの国から投稿されるようになってきている」

(3) 英文機関誌 (JOGR) について

①JOGR の月刊化について論議があり、Impact Factor 増加の方策を含めて、Blackwell 社を交えて今後検討していく。

岡井理事「Impact Factor 増加の方策としても Invited article を積極的に掲載したいと考えている。月刊誌にするかどうかどうも検討課題である」

落合理事「JOGR は AFOG の各国の学会のオフィシャルジャーナルなのか」

岡井理事「単独の学会ではオフィシャルジャーナルにしているところはないと思う」

落合理事「それを働きかけたほうが良いと思う」

吉村理事長「そういう方向で検討すべきだろう」

(4) 和文誌について

①和文誌の過去の論文について、複数の会員から本会のホームページでオンライン検索したいとの要望があり、本会から国立情報学研究所に過去論文の PDF の作成を依頼し、同研究所から PDF を受領した。今後本会 HP での検索機能について、経費面などに関して調査することとなった。

②和文機関誌「特集」の体裁について11月号特集からより見やすい形での掲載をしている。

③第60回学術講演会担当校からの要望を受け、2月号(抄録掲載号)プログラム部分の体裁につき協議し、費用ならびに頁増にならない形でよりわかりやすいプログラムにするようにし試案を作成、担当校の了承を得た。明年2月号からプログラム部分の体裁を若干変更する。

5) 渉外 (嘉村敏治理事)

[FIGO 関係]

(1) FIGO Executive Board Meeting が、10月21日～22日ロンドンにて開催され、本会より岡村州博理事が出席した。

(2) Membership fee が US\$3.5 から £2.2/declared member に変更された。

[AFOG 関係]

(1) Educational Fund について [資料: 渉外 1-1, 1-2]

嘉村理事「Educational Fund は AFOG の 20 周年記念事業である。ご協力をお願いしたい」

吉村理事長「皆様のご協力をお願いしたい」

(2) 2008年1月5日開催の AFOG Executive Board Meeting に、岡井崇理事が出席の予定である。

(3) AOCOG2009 組織委員会より 2009年3月26日～30日に開催される AOCOG2009 に関し、本会から演者2名の招請及び abstracts 募集の Eメールを受領した(12月12日)。[資料: 渉外 2]

なお、この演者2名については学術委員会において検討することを、了承した。

落合理事「FIGO の役員改選の情報収集をお願いしたい」

嘉村理事「情報収集に努める」

6) 社 保 (和氣徳夫理事)

(1) 周産期医療診療報酬に関する小委員会を設置した。

委員長: 橋口和生先生、委員: 秋山敏夫先生、亀井清先生、白須和裕先生

特に異議なく、承認した。

(2) 社会保険委員会委員として長崎大学増崎英明教授を追加し、上記(1)項小委員会委員とした。

特に異議なく、承認した。

(3) 外保連より、コーディングワーキンググループ委員推薦依頼を受領した。コーディングワーキンググループ委員としての活動を依頼する為、社会保険委員会委員に東邦大学大橋病院 久布白兼行教授を追加した。

特に異議なく、承認した。

(4) 日本医師会治験促進センターの治験推進研究事業における治験候補薬及び治験候補機器の推薦依頼について、未分画ヘパリン(皮下注用)、メトフォルミン、サリドマイドの3点を推薦した。

(5) 外保連、内保連に提出済の来年度改正要望項目について、厚生労働省による本会との個別ヒヤリングが9月6日に実施された。

(6) 要望書の提出について

①ヘパリンカルシウム適応外使用の要望書について [資料: 社保 1]

平松理事「文献をつけてもっときちんとした要望書にした方がいいのではないか」

和氣理事「適用患者数、診療費等、エビデンス等が必要なので、未承認薬等を申請する場合の外保連、

内保連のフォーマットがあるので、それを使用して要望したい」

平松理事「周産期委員会から資料を社保に提出すればよいか」

和氣理事「社保に提出して頂きたい」

以上協議の結果、きちんと資料をつけた要望書を提出することを、承認した。

②リンパ浮腫治療の保険適用の要望書を厚生労働省医政局長、同保険局長、日本医師会長宛に提出した。(11月1日)(第5回常務理事会承認)[資料:社保2]

③切迫流産例、切迫早産例に対する超音波検査保険対象の運用申請書を厚生労働省保険局長及び医療課長宛に提出する。(第6回常務理事会承認)[資料:社保3]

落合理事「本運用申請書は日本医師会長宛にも提出して欲しい」

和氣理事「提出することとする」

(7) 日本医師会疑義解釈委員会より「平成19年度第3回供給停止予定品目(19疑2120)」の検討依頼を受領し、本会理事および社保委員による検討の結果を回答した。

(8) 日本未熟児新生児学会より「新生児医療の保険改定についての要望(2008年改定に向けて)」の文書を受領した。[資料:社保4]

橋口幹事「中程度のリスクのある新生児の管理料、カウンセリングの保険適用の要望であり、小児科からはすでに要望書がでていますが、産婦人科からも要望して欲しいという話である」

海野委員長「産婦人科のハイリスク分娩管理加算に対応するものである」

吉村理事長「社保で検討して常務理事会の承認を受けて頂きたい」

7) 専門医制度(星和彦理事)

星理事より、以下の報告があった。

(1) 会議開催

①第4回中央委員会を平成20年1月26日に開催する予定である。

(2) 第3回中央委員会について

第3回中央委員会を9月29日に開催し、平成19年度専門医認定二次審査結果、専門医資格更新・再認定審査結果、卒後研修指導施設指定審査結果を協議した。

①専門医認定二次審査

申請者:378名、受験者:筆記試験370名(東京208名、大阪162名)、面接試験329名(東京188名、大阪141名)、合格者:331名(東京183名、大阪148名)、不合格者:40名(東京26名、大阪14名)であった。[資料:専門医制度1、2]

結果的に合格率は89.2%となった。合格者については機関誌59巻11号と本会ホームページに掲載した。

②専門医資格更新審査

更新申請は5,892名で、合格は5,859名、不合格33名であった。[資料:専門医制度3]

③専門医資格再認定審査

・再認定申請は47名で、全員合格した。[資料:専門医制度4]

・新規申請者・更新申請者・再認定申請者ともに、申請者宛に9月20日付で審査結果を通知し、新規申請合格者は専門医登録が済み次第認定証を送付する。更新申請合格者・再認定申請合格者は地方委員会宛に10月1日付で認定証を送付した。

④資格更新延期願

資格更新延期願申請は38名あり、延期可は37名、延期不可は1名であった。[資料:専門医制度3]

⑤卒後研修指導施設指定審査

- ・新規申請施設は 17 施設で、合格施設 15 施設、不合格施設 2 施設であった。[資料：専門医制度 5]
- ・更新申請施設は 532 施設で、合格施設 517 施設、不合格施設 15 施設であった。
[資料：専門医制度 6]

・新規指定申請施設、更新申請合格施設は、施設長宛に 10 月 1 日付で指定証を送付した。卒後研修指導施設は 10 月 11 日付で 771 施設となった。

(3) 日本専門医認定機構より専門医医師像の検討依頼について [資料：専門医制度 7]

6 月 26 日付で日本専門医認定機構より「国民に開示する専門医医師像」についての検討依頼があり、委員長、副委員長、小委員長が通信で検討、作成し 7 月 5 日に回答した。

(4) 朝日新聞社より「専門医及び認定医の資格認定試験についてのお尋ね」の文書を受領した（12 月 10 日）。照会内容は、①認定試験での不正について、②処分内容、③不正防止の対策や留意点など、④制度開始時期等、であり、これに対して回答をした。[資料：専門医制度 8]

8) 倫理委員会（星合 昊委員長）

(1) 本会の見解に基づく諸登録（平成 19 年 11 月 30 日）

- ①ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：67 研究
- ②体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録：605 施設
- ③ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録：604 施設
- ④顕微授精に関する登録：471 施設
- ⑤非配偶者間人工授精に関する登録：16 施設

(2) 着床前診断に関する臨床研究申請・認可について [資料：倫理 1]

申請件数：49 例[承認 40 例、非承認 4 例、審査対象外 1 例、照会中 4 例]
特に異議なく、承認した。

(3) 会議開催

- ①第 4 回倫理委員会を 12 月 5 日に開催した。
- ②着床前診断に関する審査小委員会を 1 月 10 日に開催する予定である。

(4) 生殖補助医療における多胎妊娠防止に関する見解（案）について [資料：倫理 2]

田中理事「5 行目の『その量において』を『その数において』に訂正しなくてよいか」
協議の結果、訂正しないことを、了承した。

星理事「7 行目の『未熟児』を『早産児』に訂正しなくてよいか。未熟児は用語にないと思う」

苛原専門委員会委員長「欧米でも 2 個以内になっており、この案で良いと思う」

以上、協議の結果、7 行目の『未熟児』を『早産児』に訂正の上、生殖補助医療における多胎妊娠防止に関する見解（案）を、承認した。

(5) 着床前診断平成 18 年度年間報告について [資料：倫理 3]

(6) JISART からの「卵子提供体外受精実施の申請書」を受領したので（6 月 15 日）、倫理委員会委員に同申請書を送付し、通信により意見を聴取した。委員からの意見をもとに回答書を作成し第 6 回常務理事会での審議を経た上で 11 月 19 日に JISART 宛送付した。[資料：倫理 4-1]

JISART より 11 月 30 日付で本会からの回答に対するお伺いの文書を受領した。[資料：倫理 4-2, 4-3]

(7) 文部科学省研究振興局生命倫理・安全対策室より、生殖補助医療における 3 前核胚の取扱いについての照会文書を受領した（9 月 20 日）。

生殖・内分泌委員会の検討結果を受け、倫理委員会委員に諮り、第 6 回常務理事会での審議を経た上で回答書を 11 月 19 日に送付した。[資料：倫理 5-1, 5-2]

(8) 根津八紘会員の「160 組の非配偶者間体外受精の実施」との報道の事実確認を長野地方部会長に依

頼した。それを踏まえて根津会員より質問状を受領し、本会より8月23日付で質問に対し回答した。

第4回常務理事会の審議を踏まえ、根津八紘会員の「160組の非配偶者間体外受精の実施」との報道の事実確認に関連する資料及び和解条項をホームページ（一般ページ）に掲載した。9月28日付で同会員の代理人弁護士から質問状が送付され、これに回答した。

更に11月2日付で根津医師代理人より御回答という書面を受領した。[資料：倫理6-1～6]
協議の結果、この書面に対しては特に対応しないことを、了承した。

(9) 8月24日に開催された日本学術会議の「生殖補助医療の在り方検討委員会」で根津八紘会員及び向井亜紀氏が陳述したことに伴い、マスコミ各社から本会のコメントを求められたため、代理懐胎に関するコメントを理事長名で発表した。[資料：倫理7]

(10) 京野アートクリニックからの「悪性腫瘍患者を対象とした原疾患の治療前に卵巣を凍結する研究」についての申請は、純然たる研究の申請と見做されるため、登録・調査小委員会で審議することとした。

9) 教育（岩下光利理事）

(1) 会議開催

- ①研修コーナーのブラッシュアップと必修知識編纂委員会を11月9日に開催した。
- ②第1回サマースクール企画委員会を12月7日に開催した。
- ③第2回教育委員会を12月14日に開催した。

(2) 「産婦人科研修の必修知識2007」頒布状況について

11月30日現在、入金済2,700冊、校費支払のため後払希望42冊、購入依頼18冊。

(3) 教育委員会の業務について [資料：教育1]

(4) 教育委員会内小委員会の委員追加委嘱について

- ①サマースクール企画委員会：佐川典正先生、杉野法広先生、宮崎亮一郎先生、西井修先生
- ②研修コーナー原稿のブラッシュアップと必修知識2011編纂委員会：岩下光利先生
- ③若手産婦人科医による学術企画検討委員会：阪埜浩司先生

若手産婦人科医による学術企画検討委員会については、産婦人科医育成奨学基金制度により海外派遣された方並びに過去の学術講演会における若手育成プログラムでInternational Seminar for Young Doctorsに参加された方にも協議に参加して頂く予定である。

岩下理事「医会の先生方にも参加して頂きたいと考えている」
委員委嘱については、特に異議なく、承認した。

(5) 専門医制度認定試験問題作成につき12月25日を締切として各委員に依頼した。

(6) 用語集・用語解説集について

9月28日金原出版に原稿を渡し、明年3月発刊を目処に校正作業を進めている。金原出版からの申し出により若干の体裁変更を検討したい。

(7) 日本医学会医学用語管理委員会より、整理すべき概念を提案して欲しいとの依頼があった。

[資料：教育2]

(8) ICD専門委員会について

10月5日に厚労省で第4回委員会が開催され、日本産科婦人科学会として生殖医学、周産期医学、更年期医学の3分野の分野別専門部会の設置を要望した。また、日本生殖医学会、日本周産期・新生児医学会、日本更年期医学会、婦人科腫瘍委員会にICD-11に対する要望を12月末までに提出して欲しい旨依頼した。

(9) 産婦人科医育成奨学基金制度による海外派遣について

①10月開催 The Annual Meeting of Korean Society of Obstetrics and Gynecology への派遣応募を受け、通信による審査を行い5名を派遣した。

②2008年 ACOG、SOGC 派遣応募を受け、通信により審査を行い、ACOG10名、SOGC3名の派遣予定者を選考した。

③2008年 Taiwan Association of Obstetrics and Gynecology (TAOG) 2008 Annual Meeting (会期；平成20年3月15～16日 於：台北)の募集案内を11月2日大学教授宛出状した。その結果11名の応募があり、5名の派遣予定者を現在選考中である。

(10) 産婦人科医育成奨学基金制度のスポンサーである明治乳業㈱に、平成20年度以降の支援継続並びに社名を冠した制度としたい旨の依頼状を提出した。[資料：教育3]

落合理事「社名を冠した制度とするとの件はどのようなになったのか」

岩下理事「社名を冠した制度とすると聞いている」

(11) 来年度サマースクールの開催について

第1回産婦人科サマースクールを平成19年8月4日～5日に長野県松本市で開催し、初期臨床研修医64名、医学部学生23名が参加した。第2回産婦人科サマースクールを松本市で平成20年8月2日(土)～3日(日)に開催する予定である。内容としては、訴訟問題についての講演を加える予定である。

岩下理事「ホームページを利用して早めに案内をしてよいか」

吉村理事長「そのようにして頂きたい」

(12) 日本外科学会より「卒後教育における cadaver を用いた技術修練の必要性について」のワーキンググループへの代表委員推薦依頼があり(11月13日付)、順天堂大学竹田省教授を推薦したい。

[資料：教育4]

特に異議なく、承認した。

(13) 日本更年期医学会より「更年期関連用語のご提案について」の文書を受領した(12月7日)。

[資料：教育5]

協議の結果、更年期医学会の修正に従うことを、了承した。

Ⅲ. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 広報委員会(平松祐司委員長)

(1) 会議開催

①第3回広報委員会・情報処理小委員会合同委員会を10月12日に開催した。

②第4回広報委員会・情報処理小委員会合同委員会を平成20年2月8日に開催する予定である。

(2) JOBNET 公募情報について [資料：広報1]

(3) JOBNET 事業の対象施設の拡大に関する提案について [資料：広報2]

平松理事より「卒後研修指導施設に対象を拡大したい」との提案があり、特に異議なく、承認した。

(4) ACOG Website 会員専用ページログインについて [資料：広報3-1, 3-2]

(5) ホームページリニューアルについて

①8月29日に業者2社により本会ホームページリニューアルに関するプレゼンテーションが行われ、検討の結果、リニューアルのデザインを杏林舎、システム構築、維持管理を京葉コンピュータサービスにそれぞれ委託することとした。

②9月28日、11月16日に本会ホームページリニューアル及び構造デザインについての打合せを行った。

③改訂デザインについて [資料：広報4-1]

④リニューアルスケジュールについて [資料：広報4-2]

嘉村理事より「Educational Fund の寄付者の名前を載せて欲しい」との提案があり、特に異議なく、了承した。

(6) 学生、初期研修医向けホームページについて [資料：広報 5]

(7) 学生、初期研修医向けニューズレターについて [資料：広報 6]

①9月5日、27日に学生・若手医師向けニューズレターについて杏林舎と打合せを行った。

(8) フリーペーパーについて

①ハーベスト(株)より、妊婦を中心に配布するフリーペーパーを発行するに当たり、本会へ協力方依頼があった。発行元は朝日新聞、発行部数約30万部(年4回発行)、配布方法は全国の産婦人科施設での直接配布となる。[資料：広報 7-1]

②タイトル案(『Anetis』について) [資料：広報 7-2]

本フリーペーパーへの協力及びタイトルについて、特に異議なく、承認した。

(9) バナー広告について

①7月～9月の3ヶ月間、本会ホームページ会員専用ページに日本ベクトン・ディッキンソン(株)のバナー広告(クラミジア・淋菌の新しい検査SDA法)を掲載した。

②機関誌(和文誌)に広告を掲載している企業に対し、バナー広告への参加要請を検討している。

2) 将来計画委員会(井上正樹委員長)

(1) 会議開催

①第3回拡大産婦人科医療提供体制検討委員会を11月18日に弘済会館で開催した。

(2) 産婦人科医療提供体制検討委員会の委員追加について

医会から、可世木成明医療対策部担当常務理事、中井章人勤務医担当常務理事、西井修幹事長の3名を新たに委員として追加した。仲井育子先生(佐久総合病院産婦人科部長)が委員を辞任された。

特に異議なく、承認した。

(3) 将来計画委員会の活動予定について [資料：将来計画 1, 1-2]

(4) 産婦人科医療提供体制検討委員会について

①活動予定について [資料：将来計画 2]

②10月5日開催の中医協に提出された資料について [資料：将来計画 3-1, 3-2]

③厚労省保険局宛「ハイリスク分娩管理加算の改定に関する検討 対象疾患について」の要望書について [資料：将来計画 4]

(5) 産婦人科診療ガイドライン作成委員会/評価委員会について

①第2回「産婦人科診療ガイドラインー産科編」コンセンサスマーティングを9月1日(於 弘済会館)、第3回コンセンサスマーティングを9月23日(於 新宿京王プラザホテル)、第4回コンセンサスマーティングを10月14日(於 群馬県民会館)に開催した。

②機関誌12月号に63項目中35項目のCQ&Answer(案)を掲載し、会員の意見を募集する。残り28項目については機関誌1月号に掲載する予定である

(6) 奈良県における産科救急患者の搬送困難事例について声明を発表した。 [資料：将来計画 5]

(7) 全国周産期医療(MFICU)連絡協議会より、平成19年度周産期救急体制の実態に関する緊急調査に基づく提言および調査結果報告書を受領した。[資料：将来計画 6]

(8) 佐藤和雄名誉会員より「具申書ー産婦人科診療ガイドラインについて」を受領した(12月12日)。

[資料：将来計画7]

吉川（裕）理事「ガイドラインについては、佐藤名誉会員のようなご意見にも十分配慮して作成中である。また、医師の裁量権の問題などについては、多くの議論を経て医会とも意見は既に一致している」

岡村理事「学術講演会の時にも生涯研修の場があり、佐藤名誉会員からもご意見を頂きディスカッションを行って、将来より良いものにしていくのがいい。少なくとも特定の学会同士の話ではないと思う」
協議の結果、ガイドラインについては予定通り作成を進めることを、了承した。

(9) 産婦人科医療提供体制検討委員会/声明案「周産期医療提供体制の危機的状況を打開するために」について [資料：将来計画8]

海野産婦人科医療提供体制検討委員会委員長より、活動経過、社会情勢の現状（ハイリスク分娩管理加算の改定を含めて）、および本声明案について説明があった。**吉村理事長**の補足説明のあと、本声明案について協議が行われた。

佐川理事「記者発表は良いが、地方部会長や大学教授に情報提供して欲しい」

吉村理事長「そのようにしたい。ホームページも使って周知していきたい」

岡井理事「吉村理事長が東京都知事に会われたことは非常に効果的だったと思う」

吉村理事長「これをきっかけに地方も変わっていくと思う」

井上理事「全国大学病院長会議でもアピールして欲しい」

吉村理事長「そのようにしたい」

以上、協議の結果、声明案を承認し、本日の記者会見で発表することとした。

その他、男性産婦人科医師を増やす方策について意見交換が行われた。

3) 男女共同参画検討委員会（田中俊誠委員長）

(1) 会議開催

①第4回女性医師の継続的就労支援委員会を12月7日に開催した。

②第2回女性の健康週間委員会を平成20年1月18日に開催する予定である。

(2) 男女共同参画検討委員会委員追加について

久保田俊郎先生（東京医科歯科大学）を委員に追加した。

特に異議なく、承認した。

(3) 女性医師の継続的就労支援委員会委員について

仲井育子先生（佐久総合病院産婦人科部長）が委員を辞任され、杉浦真弓先生（名古屋市立大学教授）を委員として追加した。

特に異議なく、承認した。

(4) 女性医師の継続的就労支援委員会について

①新産婦人科専門医に対し、実際の状況と今後の希望的就労状況を把握するため、「産婦人科医師の就労状況についての調査」を実施した。[資料：男女共同参画1]

②地方部会長宛に卒後16年までにおける就労状況についての調査に関し、その調査結果の発表の機会を提供したかについてのアンケートを実施した。[資料：男女共同参画2]

(5) 女性の健康週間委員会について

①厚生労働省健康局長宛書信について [資料：男女共同参画3-1, 3-2]

厚生労働省西山健康局長は官邸からの指示により、新健康フロンティア戦略で掲げられている「女性の健康力」に着目して、来年3月に本会、医会と協力して「女性の健康週間」を開催する意向を明らかにしたとの報道があった。これを受け本会、医会連名にて西山局長宛に文書を送付した（11月1日）。

②平成19年度女性の健康週間企画案について [資料：男女共同参画4]

清水委員長より資料に基づき説明があり、了承した。

(6) 地方部会担当公開講座について [資料：男女共同参画5]

(7)厚生労働省健康局長より女性の健康づくり推進懇談会の構成員として吉村理事長に参画して頂きたいとの要請があった(12月10日)。**[資料：男女共同参画6]**

4) AOCOG2007 組織委員会 (武谷雄二委員長)

(1) 収支報告について **[資料：AOCOG2007 1]**

AOCOG2007は9月21日～25日京王プラザホテルで開催され、成功裡に閉会した。

久具幹事より武谷委員長からの報告および協力への謝辞が述べられた。

併せて、矢野幹事長より収支報告書(案)に基づき会計報告が行われた。

IV. 協議事項

1. 定款、定款施行細則の改定について

副理事長、副幹事長の設置の方針に伴う定款及び定款施行細則の改定については第2回理事会で承認されているが、定款改定に関しては文部科学省の内諾を得た。また、定款施行細則については一部条項を修正致したい。**[資料：運営委員会 1-1, 1-2]**

特に異議なく、承認した。

2. 運営委員会の答申について

協議済み。

3. 学術委員会の答申について

報告、協議済み。

4. 専門委員会について

- 1) 生殖・内分泌委員会 (苛原稔委員長)
- 2) 婦人科腫瘍委員会 (小西郁生委員長)
- 3) 周産期委員会 (岡井崇委員長)

特に協議事項なし。

5. 機関誌編集について

報告、協議済み。

6. 専門医制度について

報告、協議済み。

7. 倫理委員会について

報告、協議済み。

8. 理事会内委員会について

報告、協議済み。

9. 第60回総会並びに学術講演会について

- (1) 日産婦学術集会における初期研修医と医学部学生の扱いについて
協議済。

10. その他

- (1) 平成20年度日本産科婦人科学会予定表(案)について **[資料：その他 1]**

矢野幹事長「平成20年5月9日(金)の常務理事会を5月16日(金)に変更したい」
協議の上、日程を変更する方向で調整することとした。

以上